

改正

平成28年3月8日

令和4年8月1日

鹿屋市工事成績評定通知実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市工事成績評定要領（平成25年4月1日制定。以下「評定要領」という。）第7条の規定に基づき、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の請負者への通知について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定の通知を行う工事は、評定要領第2条に規定する工事とする。

(評定の通知)

第3条 評定の通知は、工事成績通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

(評定の修正)

第4条 市長は、評定点を修正すべきと認められる場合は、評定点を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

2 前項の評定点を修正すべきと認められる場合とは、引渡後、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除が可能な期間中に事故等により契約不適合が判明した場合等とする。

(説明請求)

第5条 第3条の規定により評定結果の通知を受けた当該請負者は、通知を受けた日から14日以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書（別記第2号様式）により、評定についての説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第6条 市長は、評定の通知を受けた当該請負者から前条の規定による評定の説明を求められたときは、鹿屋市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その意見を求めるとともに、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記第3号様式）により速やかに当該請負者に回答するものとする。

2 委員会の設置及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日）

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

鹿屋市長

印

工 事 成 績 通 知 書

貴社が受注した工事について、鹿屋市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に説明等が必要なときは、通知を受けた日から14日以内に工事成績評定結果に関する説明請求書（別記第2号様式）等の書面により、説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 鹿屋市 地内

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 完成検査年月日 年 月 日

5 評 定 点 点（100点満点）

（項目別評定点については、別紙のとおり）

項目別評定点

工事名；

評価項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	I 施行体制一般	点 / 3.3点
	II 配置技術者	点 / 4.1点
2 施工状況	I 施行管理	点 / 13.0点
	II 工程管理	点 / 8.1点
	III 安全対策	点 / 8.8点
	IV 対外関係	点 / 3.7点
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	点 / 14.9点
	II 品質	点 / 17.4点
	III 出来ばえ	点 / 8.5点
4 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応	点 / 7.3点
5 創意工夫 (加点のみ)	II 創意工夫	点 / 5.7点
6 社会性等 (加点のみ)	I 地域への貢献等	点 / 5.2点
7 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点	
評定点合計		点 / 100点

※評定点合計は、小数点第1位を四捨五入して整数にしています。

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事成績評定結果に関する説明請求書

年 月 日付け工事成績評定通知書の評価点について、下記により説明を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 説明を求める評定項目等
- 3 説明を求める内容
- 4 上記の根拠となる事項

※この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成することができる。

第 年 月 日
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

鹿屋市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで、説明を求められました評定内容については、鹿屋市工事成績評定通知実施要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 説明を求められたものに対する回答